

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務委託

## 2 業務の目的

本県は、四季折々に表情を変える雄大な自然と、歴史・文化が息づく情緒ある街並みが融合した美しい景観がある。これらの優れた景観を守り継いでいくためには、地域の住民が、その景観の価値や保全することの重要性を認識することが必要である。

本県では、景観条例や屋外広告物条例の規制や誘導により、良好な景観を形成する取組みを進めるとともに、やまがたの誇れる景観魅力発信事業における小中学生を対象とした景観出前授業や、県民を対象とした景観探検まちあるきなどの取組みにより、景観を形成・保全する県民意識の醸成を行っている。（やまがたの誇れる魅力発信事業の取組状況は仕様書別紙参照）

一方、これらの取組みは対象が限定的であり、幅広い年代への周知には至っておらず、景観を保全する具体的な行動を促すには至っていない。

本業務では、中学生をはじめ、幅広い年代を対象にした「景観学習ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を作成・配布することにより、景観学習の場を多く創出し、山形県の優れた景観に対する理解を深め、保全継承の必要性に対する気付きを促し、良好な景観の形成や保全を推進することを目的とする。

なお、ハンドブックは、中学校の「総合的な学習」において活用されるよう、出前授業の募集と合わせて、全学校に電子データを毎年配布することに加え、景観出前授業や景観探検まちあるきの他、地域での景観学習など、幅広い年代を対象とした様々な学びの場で使用することを想定している。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）業務の内容

ハンドブックを企画・編集・作成し、冊子を印刷する一切の業務を委託する。なお、ハンドブック作成にあたっては、県と協議のうえ、自ら取材及び写真撮影等を行い、紙面を作成するものとする。

#### ① ハンドブック（紙媒体）の作成

- ・大きさはB5版、頁数は32頁程度を標準とする。
- ・部数は1,000部を標準とする。
- ・印刷は全頁4色両面カラー印刷中綴じ、紙質はマットコート（表紙135kg、中90kg）を標準とする。
- ・紙質は総合評価値80以上の印刷用紙を使用すること。
- ・植物油インキが使用されていること。また、インキの化学安全性が確認されていること。
- ・印刷物資材「古紙リサイクル適正ランクリスト規格」においてAランクの材料を使用すること。

② ハンドブック（電子媒体）の作成

- ・ハンドブック（紙媒体）の電子データとする。
- ・発注者が、後日更新等容易に加工できるよう、オリジナルデータ、汎用性のある電子データ及びPDFデータで納品すること。

③ ハンドブックの概要版パンフレット（電子媒体）の作成

- ・大きさはA3判両面とする。
- ・発注者が、後日更新等容易に加工できるよう、オリジナルデータ、汎用性のある電子データ及びPDFデータで納品すること。

(2) 企画構成

ハンドブックのデザイン及び構成については、次の条件を踏まえ、企画案を提案すること。  
なお、最終的な内容は、契約後に発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

- ① 本県の景観の特徴や魅力、景観が与える効果や影響についての気づきを促し、理解できる内容とすること。
- ② 景観を保全する必要性について理解、納得することができ、具体的な取組方法を示すことなどにより自分もやってみようと思える内容とすること。
- ③ 景観形成や保全に携わる職業や人物像の紹介、その他キャリア教育につながる内容を盛り込むなど、将来、景観形成や保全に携わることについて関心を持てる内容とすること。
- ④ 主に中学校の「総合的な学習の時間(探求)」において活用することができるものとして企画し、問いかけを入れて考えさせる内容とするなど、気づきを促す構成とすること。
- ⑤ 掲載内容については、次のアからカまでに關する項目により想定すること。なお、必要に応じて提案による独自の企画等を盛り込むことができる。
  - ア 景観とはなにか
  - イ 山形県の景観の特徴
  - ウ 景観が人に与える影響・効果
  - エ 景観形成・保全の意義や必要性
  - オ 景観を形成・保全する県内の取組み紹介
  - カ 景観を守り活用するために私たち県民ができること
  - ク 景観に携わる人々や職業の紹介
- ⑥ 提案に当たっては、掲載項目ごとの分量（ページ数、文字、画像など）の想定や誌面構成のイメージがわかるように提案すること。
- ⑦ 中学生をはじめ、幅広い年代に配布することをふまえ、文章とともにイラスト、写真等を効果的に用い、誰もが理解しやすく視覚的にわかりやすい表現とすること。
- ⑧ 白黒印刷を行う場合を想定し、白黒印刷であってもイラストや写真等の記載内容が判別できるものとする。
- ⑨ ハンドブック及び概要版パンフレットのデータは、やまがた景観物語HP等に掲載するとともに、県内の中学校・高校・大学等に通う若年層に対し電子データにより配布されることから、タブレット等による電子データでの閲覧を想定して制作すること。
- ⑩ ハンドブックの要点を集約した概要版のパンフレットをA3両面で作成すること。折り方はA4パンフレットスタンドに配架可能な大きさに収めることとし、提案すること。

- ⑪ ハンドブックの名称（タイトル）について、ハンドブックの目的や内容を踏まえて提案し、発注者と協議した上で決定すること
- ⑫ ハンドブックはB 5 版とし、頁数は3 2 頁程度を標準とし、必要に応じて頁数について提案を行うこと。
- ⑬ ①～⑫により受注者が企画構成を提案し、発注者と協議の上構成を決定すること。

(3) 留意点等

- ① 使用する写真・資料等については、発注者が所有する素材は発注者が提供するものとする。ただし、不足する物については、受注者が準備すること。
- ② 紙面を構成する上で必要な現地取材・写真撮影を4 か所程度行うこと。取材場所や相手方に関しては発注者と協議の上決定すること。
- ③ 取材・写真撮影を行う際には、あらかじめ関係機関と十分な調整を行い、撮影許可ほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。

(4) 打合せ・協議

打合せ回数は3 回以上とし、協議の上、変更できるものとする。打合せには資料の印刷、電子データを提出することとし、打合せ後には協議録を作成し提出すること。

## 5 成果品の納品

(1) 県への納品物

本業務の成果品は以下のものとする。なお、作成した成果品の一切の権利は山形県に属するものとする。

ア	成果報告書（業務完了報告、打合せ議事録、取材記録等） （A 4 版、パイプ式ファイル製本）	紙媒体 1 部 電子ファイル（PDF）
イ	ハンドブック（冊子）	紙媒体1,000部 電子ファイル
ウ	ハンドブック概要版（パンフレット）	電子ファイル
エ	その他業務により生じた資料（イラスト、図、グラフ、写真等）	紙媒体 1 部 電子ファイル

※各電子ファイルデータは、DVD-ROM 又は HDD に収めて納品すること。

※冊子を除く紙媒体は、パイプ式ファイルに収めて納品すること。

(2) 納品場所及び期限

場所 山形県庁 1 2 階 県土整備部都市計画課

期限 令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

(3) 成果品の検査

受注者は、成果品を納入期限までに発注者へ提出し、検査を受けるものとし、本業務は成果品の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合、受注者は修正または再作業を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

## 6 著作権等

- (1) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に知的財産権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (2) 本件業務の実施による成果品は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。
- (3) 受注者は、当該業務に係る成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく全ての著作権を発注者に無償で譲渡するものとし、著作人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、受注者は成果品に係る全てについて、発注者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

## 7 受注者の義務

- (1) 受注者は、本委託業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、本仕様書、関係法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。
- (3) 本業務の進捗状況を発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 本業務を実施するにあたって、業務上知りえた情報について開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (7) 受注者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (8) (6)(7)については、委託期間終了後においても同様とする。

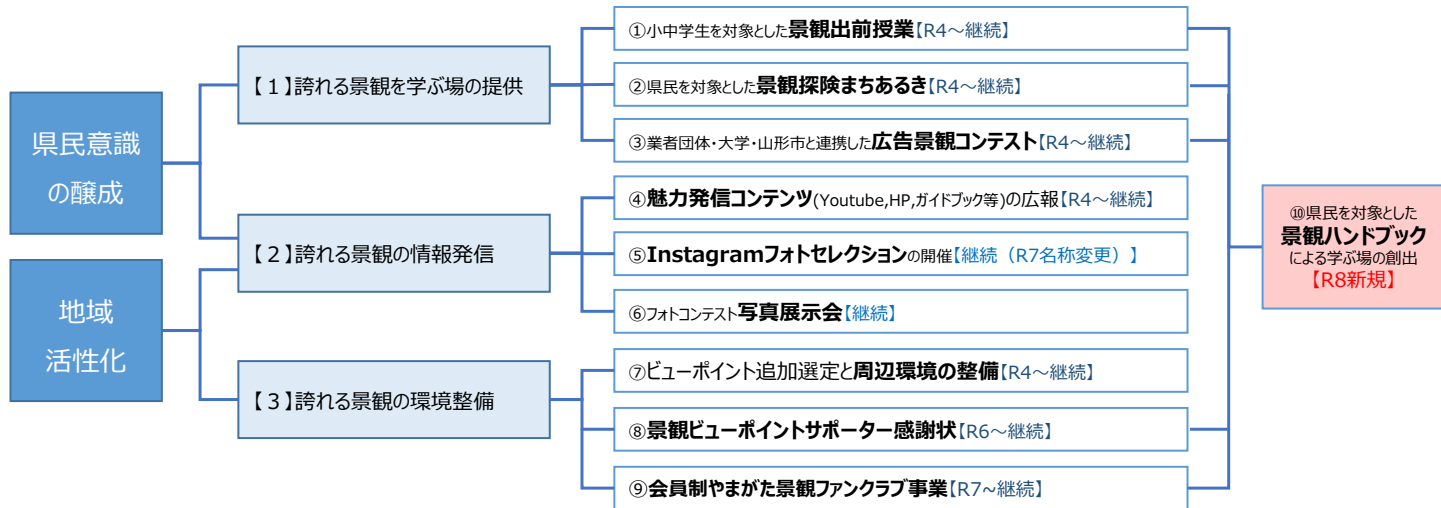
## 8 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上定めることとする。

やまがたの誇れる景観魅力発信事業

目的	現状	課題
① 将来に渡り 景観を整備・保全する 県民意識の醸成  ② 地域の個性や 多様な交流の 促進による地域活性化	・景観のSNS情報発信により県内の魅力向上に寄与。 <small>(※有名旅行誌ナショナルジオグラフィックで2026最も訪れたい場所25に選定。山形の景観が評価されている。)</small> ・各種取組みを通じて県民、市町村の景観への関心の高まった。 ・市町村における景観地域づくりの取組みの停滞。 ・地域で景観保全に取り組む団体等が多数存在する。	・景観整備された観光地に一極集中。 <small>(銀山温泉・山寺等)</small> その他の景観を活かしてきていない。 ・景観保全への行動に繋がっていない。 景観整備・活用のノウハウがない。 ・市町村はマンパワー不足で余裕がない。 ・過疎・高齢化により、景観保全の継続が困難。

対応方針；上記を踏まえ、以下の3つの柱を軸に取組みをすすめてきた。令和7年度以降も継続し、景観ハンドブックによって景観の学びの場を多く提供し、県民自らが景観づくりや保全の活動に参加できるよう支援する。



事業内容【R4～R6年までの3年間、地方創生推進交付金を活用して重点的に取り組み、R7年度以降も継続】

【1】誇れる景観を学ぶ場の提供

(1) 景観出前授業【R4～】

小・中学生を対象とした景観の出前授業を実施



(2) 景観探検まちあるき【R4～】

地域住民がまちあるきを通じて地域の魅力を再発見



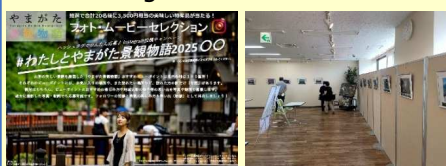
(3) 広告景観コンテスト【R4～】

県・山形市・屋外広告業団体・東北芸工大で優れた屋外広告物と屋外広告デザインのコンテストを共催



【2】誇れる景観の情報発信

(1) Instagramフォトコン・写真展【継続】



(2) 景観魅力発信コンテンツ【R4～】

追加指定したVPや眺望景観資産などを盛り込んだWebコンテンツ (HP, YouTube)【R4～】や景観ガイドブック「やまがた景観物語100」【R5】を出版



景観ガイドブック「やまがた景観物語100」



ガイドブックタイアップ動画  
シンガーソングライター  
庄司紗千さんが  
「やまがた景観物語」の  
オリジナルソングを自主作成  
YouTubeで公開中

【3】誇れる景観の環境整備

(1) 景観VPの指定・周辺環境整備【継続】

一般公募、市町村推薦等によりVPを追加指定し案内看板の設置など周辺環境を整備



(2) 景観サポーター感謝状【R6～】

地域の景観を保全する取組みをしている団体や個人に対して感謝状を贈呈し、その存在に光を当てて、ビューポイントと共にPR。将来にわたっての保全活動へのつながりを育くむ。



(3) 会員制景観ファンクラブ創設【R7～】

企業版ふるさと納税寄附企業・使途明示型ふるさと納税特定プロジェクトの枠組みで寄附者を「景観ファンクラブ会員」として、地域の景観保全に取り組む方々となぎ、情報発信することで、支援の輪を広げる。また、会報取材を通して得た内容は市町村や観光関係者等に情報提供する。

